



平成 28 年 4 月 13 日

各 位

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
ディップ株式会社
代表取締役社長 兼 CEO(最高経営責任者) : 富田 英揮
(コート番号 : 2379 東証第一部)
問合せ先
取締役執行役員 経営管理本部長 : 渡辺 永二
(TEL 03-5114-1177)

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 13 日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下「取締役」という)の報酬体系を改定し、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入することにつき決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。()

また、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえて、「役員報酬に関する基本方針」を策定いたしましたので、あわせてその概要をお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、平成 28 年 5 月 28 日開催予定の第 19 期定時株主総会(以下「本株主総会」という)の承認を得ることを条件といたします。

本制度について本株主総会の承認を得ることを条件として、取締役に対するストックオプションについては、今後、新規の新株予約権の付与を原則として行わないこととします。

記

1. 役員報酬に関する基本方針

(1) 企業理念

当社は、「私たち dip は夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、ブランドステートメント「One to One Satisfaction」を掲げ、ディップをとりまくステークホルダー(ユーザー、クライアント、パートナー、株主及び社員)の皆様、当社が発信するアイデア、企業姿勢に共感していただくことで、ひとりひとりにご満足いただき、継続的な事業の発展と社会貢献を実現したいと考えております。

当社は、取締役に対する報酬を中長期的な企業価値向上を図るためのインセンティブとして位置づけ、下記を「役員報酬に関する基本方針」として定めました。

< 役員報酬に関する基本方針 >

- 企業理念・ブランドステートメントに根差した制度であること
- 優秀な人材の確保・維持ができる制度であること
- 中長期的な企業価値向上にインセンティブが働く制度であること
- 株主と利害を共有する制度であること

報酬制度のプロセスが、客観的で透明性の高いものであること

(2) 役員報酬の水準

優秀な人材の確保・維持のため、同業他社やグローバルに事業展開する日本国内の主要企業の水準を参考に、経済環境、業界動向、経営状況等を勘案したうえで、役割と責任および業績に見合った水準を目安として決定しています。

(3) 役員報酬の構成

取締役の報酬

取締役の報酬は、企業理念・ブランドステートメントを実践する優秀な人材の確保・維持のため、職責に基づく「基本報酬」と、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識を高めるため、中長期インセンティブとして「業績連動型株式報酬」により構成いたします。

社外取締役および監査役の報酬

経営に対する独立性の強化を重視し、その職務内容と責任に見合った優秀な人材の確保・維持のため、「基本報酬」のみを支給いたします。

(4) 業績連動報酬

取締役の中長期的な経営目標の達成と持続的な企業価値の向上への意欲を高めるため、平成29年2月期より本制度を導入いたします。

本制度は、役位別に定まる株式報酬額の一定割合につき、会社業績目標の達成度により、0～150%の範囲で交付株式数を変動させたいと、交付することといたします。業績目標の指標は売上高および営業利益を1：1の比率で採用いたします。

(5) 役員報酬の決定手続

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、適宜独立社外取締役の関与を経て、取締役(社外取締役含む)の報酬については取締役会によって、監査役の報酬については監査役の協議によって、それぞれ決定いたします。

(6) 取締役による当社株式の継続保有

当社は、本制度を通じて取締役に交付する当社株式につき、退任するまで交付しないこととし、自らの退任後1年が経過した時まで継続保有することを取締役に義務付けることといたします。これは、株主と取締役の利害を共有すること、および持続的な企業価値の向上に向けて健全な中長期インセンティブをより一層付与することを目的としております。

(7) 返還請求

当社の取締役が、報酬として本制度におけるポイント(詳細は後述4.(5)に定める)または当社株式(およびこれを換価した金銭)を取得した後、取締役としての職務の重大な違反もしくは社内規程の重大な違反があることが判明した場合または同業他社等に就職等(当該同業他社等の取締役等に就任すること、もしくは当該同業他社等の従業員として就職すること等)をしていることが判明した場合(退任後1年以上経過後は除く)、当社は当該取締役に對して付与・交付・給付したポイント、当社株式および金銭につき、全てまたは一部返還を求めらるこ

とができる制度とする予定です。

(8) 開示の方針

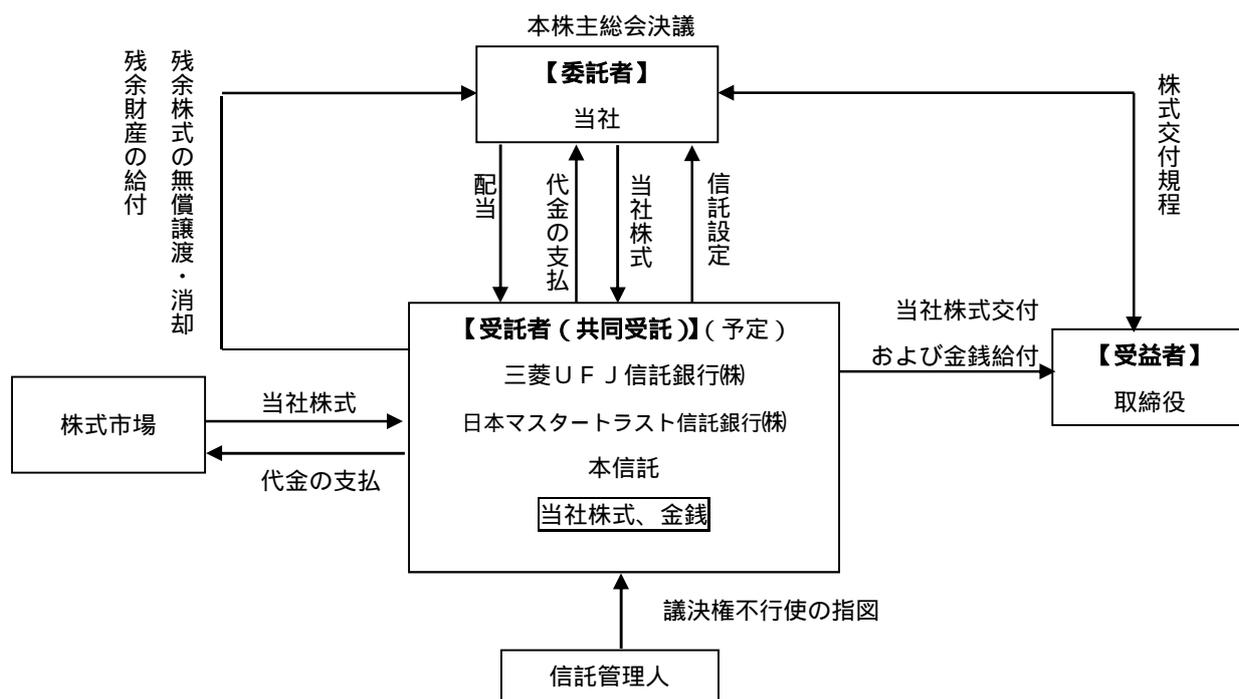
当社の役員報酬制度の内容については、各種法令およびコーポレートガバナンス・コード等に基づき作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書およびホームページ等を通じ、当社株主を含むステークホルダーに対し、迅速に開示いたします。

2 . 本制度の導入

上記1 . の役員報酬に関する基本方針に基づき、当社は、以下のとおり、本制度を導入いたします。

- (1) 当社は、取締役を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との利害を共有することを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P 信託」という) と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という) を業績目標の達成度等に応じて取締役に交付および給付 (以下「交付等」という) するものです。

3. BIP信託の仕組み



当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
 当社は 本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、 で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、 の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 信託期間中、毎事業年度における役位や会社業績の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
 毎事業年度における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株数（下記4.(7)に定める）の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

4. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 2 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 2 月末日で終了する事業年度までの 5 年間（以下「対象期間」という）を対象として、毎年の業績達成度等に応じて、当社株式等について役員報酬として交付等を行うインセンティブプランです。ただし、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として退任時となります。

当社は、信託期間の満了した本信託の信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。その場合、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）に定める）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は退任時に、受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、株式交付ポイント（下記（5）に定める）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりとなります。

対象期間中に取締役であること（対象期間中新たに取締役になった者を含む）(1)(2)

取締役を退任していること(3)

国内居住者であること

解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと

下記（5）に定める株式交付ポイント数が決定されていること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(1) 制度対象者である取締役が在任中に死亡した場合においては、速やかに死亡時までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(2) 対象期間中に国内非居住者となった場合は、その時点までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(3) 延長期間の満了時においても本制度の取締役として在任している者がいる場合には、その時点で本信託は終了し、取締役が退任していないとしても、当該取締役に対して当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成 28 年 8 月 4 日（予定）から平成 33 年 8 月末日（予定）までの約 5 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間毎に、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継

続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、それ以降、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（5）取締役へ交付される当社株式数

信託期間中の毎年一定の時期に、同年2月末日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という）における役位および業績目標の達成度に応じて、取締役へ一定の算定式に応じたポイント数が付与されます。取締役に対するポイント数の付与は、信託期間中において毎年行われます。

（ポイントの算定式）

基準ポイント ÷ 2（＝固定ポイント）＋ 基準ポイント ÷ 2 × 業績連動係数（＝業績連動ポイント）

小数点以下の端数は切り捨て

基準ポイントは、当該評価対象事業年度における役位別の基準金額に基づき定めます。基準金額の水準は、職責や職務内容のほか、役員報酬における他の金銭報酬との割合を適切に考慮して決定します。

業績連動係数は、評価対象事業年度の売上高および営業利益の目標達成度に基づき決定します。なお、業績連動係数は、目標達成度に応じて0～150%の比率で変動し、目標達成度が80%以下の場合、業績連動ポイントは付与しないものとします。

取締役には、退任時にそれまでに累積されたポイント数（以下「株式交付ポイント」という）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイント当たりの当社株式は1株とします。（4）

（4）信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

（6）取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を充足した取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に、株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

（7）本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付される当社株式の予定株数

当社が、本信託へ拠出する信託金の金額は400百万円（5）を上限といたします。

（5）信託期間内の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。

なお、本株主総会においては、本制度について拠出することのできる金額の上限を400百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本制度に拠出できる信託金の金額は決議された上限に服することになります。

本信託において取締役が付与される年間のポイント数の総数は、40,000ポイントを上限といたします。(6)

(6) 本株主総会においては、本制度において取締役に付与される年間のポイント数の総数の上限を40,000ポイントとして承認決議を行うことも予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。そのため、対象期間において、本信託が取得する株数(以下「取得株式数」という)はかかるポイント数の上限に信託期間の年数5年を乗じた数に相当する株式数(200,000株)を上限とします。この上限交付株数は、上記の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金および取得株数の範囲内で、当社(自己株式処分)または株式市場からの取得を予定しております。取得方法の詳細については、本株主総会決議後にあらためて当社で決定し、開示します。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(6)により取締役に交付等される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) 信託期間満了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成28年8月4日（予定）
信託の期間	平成28年8月4日（予定）～平成33年8月末日（予定）
制度開始日	平成28年9月1日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限金額	400百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

(注)上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以上